

発議第 2 号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 元 年 9 月 2 5 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 徳 永 武 次

提 案 理 由

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

については、関係行政庁に対し、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月25日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣